

ANNUAL REPORT 2024

このまちが、すべて。
このまちに、すべて。



資料編

目 次

第81期 事業の概況	2
最近5年間の主要な経営指標の推移	4
財務諸表	5
主要な経営指標	11
預金に関する指標	12
貸出金に関する指標	12
不良債権の状況	13
有価証券に関する指標	14
報酬体系について	15
連結決算	16
自己資本の充実の状況（自己資本比率規制 第3の柱）	22



あなたと共感、ハーモニー・バンク
福岡ひびき信用金庫

第81期 事業の概況

【業 績】

1. 預金・貸出金の状況

預 金

令和5年度は、夏期キャンペーンとして懸賞付定期預金「ひびきing」を、また100周年キャンペーン定期預金として「サンクフルⅡ」を上期に、「サンクフルⅢ」を下期に販売したこと、上期、下期共に150億円ずつ獲得しました。その結果、定期預金残高は前期比121億円の増加となりました。また、要求払預金残高は、経済活動再開の動きに合わせ、サービス消費の回復傾向が続いていることや、物価の上昇が加速した影響などから、前期比231億円の増加となりました。

この結果、期末の預金残高は前期比344億円増加し、8,183億円となりました。

貸出金

令和5年度の事業性融資は、手形貸付が13億円減少しましたが、新規の取引先の拡大などにより証書貸付が69億円増加するなど、前期比70億円の増加となりました。また、個人向け融資については、100周年ローンキャンペーン実施などから、消費者ローンが23億円、住宅ローンが19億円増加したため、前期比43億円の増加となりました。

この結果、期末の貸出金残高は前期比113億円増加し、4,199億円となりました。

2. 収益の状況

貸出金利息については、貸出金期中平残が増加したことにより、前期と比較して176百万円増加しました。有価証券利息配当金は前期比3,253百万円の増加となりました。尚、有価証券利息配当金の中には投資信託解約益3,665百万円が含まれております。また、買入金銭債権利息が前期と比べ31百万円、預け金利息は32百万円減少しましたが、資金運用収益は前期比3,365百万円の増加となりました。役務取引等収益は前期比47百万円の増加、その他業務収益は国債等債券売却益の減少により前期比699百万円の減少、臨時収益は貸倒引当金戻入益が454百万円減少しましたが、株式等売却益が156百万円の増加、金銭の信託運用益が981百万円増加するなど、前期比733百万円の増加となりました。

以上の結果、経常収益は前期比3,447百万円増加し、18,571百万円となりました。

費用面においては、資金調達費用が預金利息の増加により前期比25百万円の増加となりました。役務取引等費用は前期比17百万円の増加となりました。その他業務費用は国債等債券償還損及び国債等債券償却の増加により前期比172百万円増加しております。人件費は58百万円の増加、物件費は39百万円増加し、経費については前期と比べ99百万円増加しました。また、株式等売却損が前期比3,412百万円増加、貸倒引当金繰入額と貸出金償却の合計が前期比78百万円の増加となったことなどから、経常費用は前期比3,834百万円増加し、16,756百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前期比387百万円減少の1,815百万円、当期純利益は前期比798百万円減少の1,273百万円となりました。

[事業の展望および当金庫の対処すべき課題]

当金庫の収益環境においては、同規模金庫と比較して高コスト体質であるため、中長期的に安定した収益源を確保すべく収益構造を再構築していく必要があります。また、お客様と将来に亘って共存共栄していくためには、このまちの未来のために新しいことにチャレンジする人財の育成が最重要課題となっております。また、急速にデジタル化が進む時代において、顧客ニーズ及び競争環境の変化に対応するため、積極的なDX推進戦略を打ち出していく必要があります。さらには、地域金融機関の本業のひとつとして定着しつつある取引先へのSDGs・ESG取組支援、脱炭素取組支援も今後加速させていく必要があります。このような環境のもと、令和6年度からスタートする中期経営計画では、「Break Beyond Brave ~ 次の100年へ ~」をテーマとしております。“現状を打破することで、これまでの常識・慣習に捉われることなく、勇気をもって乗り越えていこう”という姿勢を表しており、“地域に暮らす人々の心と生活（暮らし）を豊かにする”というビジョン実現のため、経営理念に基づいた各種施策に注力して参ります。

[業務の適正を確保するための体制]

当金庫は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他金庫の業務並びに金庫グループの業務の適正を確保するための体制整備を目的に「内部統制システム構築の基本方針」を定め、次に掲げる11項目の体制整備を着実に実行することにより、健全経営、経営基盤の強化、地域社会繁栄への貢献に努めて参ります。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者((3)及び(4)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - (2)当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (3)当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (4)当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - (1)当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - (2)当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）における、前記「内部統制システム構築の基本方針」に沿った当金庫の内部統制システムの運用状況の概要是以下の通りです。

【コンプライアンス】

- ・年度毎に策定されるコンプライアンス・プログラムに基づき、集合研修代替のパソコン研修や部店内研修等を実施しました。
- ・コンプライアンス通報・相談窓口（ラッキーコール）については、全役職員に周知し、活用を促しております。

【内部監査】

- ・「内部監査規程」に基づき、営業店に対し臨店監査（定例監査・特別監査・フォロー監査・自己査定監査）を、本部各部に対し定例監査を実施しました。

【主要な会議】

- ・「理事会規程」に基づき、理事会を毎月開催しており、年度中に14回開催しました。
- ・「常勤役員会規程」に基づき、常勤役員会は毎週開催しておりますが、その他必要に応じて随時開催しております。

【リスク管理】

- ・「リスク管理委員会」を四半期毎に、合計4回開催し、総合的なリスクの状況の報告を行っております。
- ・監査部は、各リスク管理態勢についての監査を実施し、その結果を理事会、常勤役員会へ報告すると共に、監事を通じて監事会へも報告しております。

【グループ管理】

- ・「関係会社管理要領」に基づき、子会社に対し適切な管理を行っております。
- ・「内部監査規程」に基づき、子会社2社に対し監査部が定例監査を実施しました。
- ・コンプライアンス通報・相談窓口（ラッキーコール）については、子会社の全社員にも周知し、活用を促しております。
- ・当金庫の策定するコンプライアンス・プログラムに沿った、当金庫主催のコンプライアンス研修への参加や社内研修の実施を、子会社にも義務付けております。

【監事による監査】

- ・監事は、内部統制システムが適正に構築・運用されていることが社会的信頼に応える経営管理体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、自らの責務として内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しております。
- ・監事は、内部統制の実践に向けた規程類及び組織体制、情報の把握及び伝達の体制、モニタリング体制など内部統制システムの構成要素が、リスクに対応するプロセスとして有効に機能しているか否かについて、監視し検証しております。
- ・監事は、理事会及び代表理事等が適正な意思決定過程その他の適切な手続きを経て、内部統制システムの構築・運用を行っているか否かについて、監視し検証しております。

【その他】

- ・「文書管理規程」、「文書等作成・保存要領」に基づき、理事会、常勤役員会等の議事録、会議書類等の適切な保存及び管理を行っております。

以上

最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益 (千円)	15,617,409	18,400,735	15,583,324	15,123,747	18,571,481
経 常 利 益 (千円)	984,325	2,548,449	2,524,234	2,202,451	1,815,450
業 務 純 益 (千円)	4,632,728	△ 535,897	2,210,375	3,062,050	5,527,870
コ ア 業 務 純 益 (千円)	2,933,208	3,268,036	3,041,667	3,929,051	7,209,662
当 期 純 利 益 (千円)	773,915	1,341,704	1,841,659	2,072,351	1,273,750
出 資 総 額 (百万円)	3,452	3,466	3,477	3,462	3,430
普 通 出 資 金 (百万円)	2,213	2,226	2,238	2,222	2,191
優 先 出 資 金 (百万円)	—	—	—	—	—
そ の 他 の 出 資 金 (百万円)	1,239	1,239	1,239	1,239	1,239
出 資 総 口 数 (千口)	4,426	4,453	4,476	4,445	4,382
純 資 産 額 (百万円)	42,492	55,630	56,243	52,872	51,230
総 資 産 額 (百万円)	742,503	875,705	888,398	842,098	875,620
預 金 積 金 残 高 (百万円)	694,838	756,089	777,656	783,815	818,302
貸 出 金 残 高 (百万円)	352,734	391,658	403,237	408,558	419,928
有 価 証 券 残 高 (百万円)	233,056	256,569	246,389	256,490	309,763
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	11.30	11.58	11.36	11.49	10.69
出 資 に 対 す る 配 当 金 (円) (出 資 1 口 当 た り)	15	15	15	15	15
役 員 数 (人)	15	15	15	15	15
うち 常 勤 役 員 数 (人)	11	11	11	11	11
職 員 数 (人)	593	586	556	546	519
会 員 数 (人)	72,668	73,150	73,404	72,982	72,322

(注) 「その他の出資金」1,239百万円は、平成15年10月20日に合併した旧直方信用金庫が発行していた優先出資を、平成18年8月31日協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資金及び資本準備金からその他の出資金に振り替えたものです。

財務諸表

貸借対照表

資産の部

(単位:百万円)

科 目	令和5年3月31日	令和6年3月31日
(資産の部)		
現 金	7,536	6,703
預 け 金	130,342	99,251
買 入 金 銭 債 権	18,669	15,925
金 銭 の 信 託	7,031	7,126
有 働 証 券	256,490	309,763
国 債	21,850	51,385
地 方 債	3,319	3,067
社 債	69,167	94,110
株 式	5,525	5,430
そ の 他 の 証 券	156,628	155,769
貸 出 金	408,558	419,928
割 引 手 形	2,798	3,000
手 形 貸 付	24,778	23,434
証 書 貸 付	361,961	373,157
当 座 貸 越	19,020	20,335
外 国 為 替	97	126
外 国 他 店 預 け	97	126
そ の 他 資 産	4,752	6,866
未 決 済 為 替 貸	134	246
信 金 中 金 出 資 金	3,344	4,584
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	920	1,673
金 融 派 生 商 品	—	—
そ の 他 の 資 産	352	361
有 形 固 定 資 産	8,158	8,477
建 物	3,106	2,957
土 地	4,222	4,472
リ 一 ス 資 産	3	49
建 設 仮 勘 定	25	103
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	799	894
無 形 固 定 資 産	252	317
ソ フ ト ウ エ ア	234	299
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	17	17
繰 延 税 金 資 産	1,335	2,274
債 務 保 証 見 返	1,143	963
貸 倒 引 当 金	△ 2,271	△ 2,104
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,057)	(△ 957)
資 産 の 部 合 計	842,098	875,620

負債および純資産の部

(単位:百万円)

科 目	令和5年3月31日	令和6年3月31日
(負債の部)		
預 金 積 金	783,815	818,302
当 座 預 金	20,126	22,926
普 通 預 金	416,092	437,386
貯 蓄 預 金	4,461	4,377
通 知 預 金	1,043	1,032
定 期 預 金	312,083	324,227
定 期 積 金	25,647	24,885
そ の 他 の 預 金	4,359	3,466
借 用 金	—	—
借 入 金	—	—
そ の 他 負 債	2,175	3,041
未 決 済 為 替 借	214	524
未 払 費 用	241	280
給 付 補 填 備 金	9	7
未 払 法 人 税 等	153	153
前 受 収 益	249	167
払 戻 未 済 金	46	56
払 戻 未 済 持 分	8	14
職 員 預 り 金	257	234
金 融 派 生 商 品	—	—
リ 一 ス 債 務	7	57
資 産 除 去 債 務	106	106
そ の 他 の 負 債	880	1,439
賞 与 引 当 金	290	277
役 員 賞 与 引 当 金	37	39
退 職 給 付 引 当 金	1,059	1,034
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	216	251
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	21	30
偶 発 損 失 引 当 金	170	152
繰 延 税 金 負 債	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	296	296
債 務 保 証	1,143	963
負 債 の 部 合 計	789,226	824,389
(純資産の部)		
出 資 金	3,462	3,430
普 通 出 資 金	2,222	2,191
そ の 他 の 出 資 金	1,239	1,239
利 益 剰 余 金	48,772	49,980
利 益 準 備 金	2,238	2,222
そ の 他 利 益 剰 余 金	46,534	47,757
特 別 積 立 金	40,000	42,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	6,534	5,757
処 分 未 済 持 分	△ 17	△ 21
会 員 勘 定 合 計	52,218	53,390
そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	△ 121	△ 2,934
土 地 再 評 価 差 額 金	775	775
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	654	△ 2,159
純 資 産 の 部 合 計	52,872	51,230
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	842,098	875,620

（貸借対照表の注記）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券の運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～50年 その他 2年～20年
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、4,027百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在）

0.4340%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金84百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取する収益であり、主に内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、主に送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

16. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

17. 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,104百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の将来の業績等の見通し」であります。「債務者区分の判定における債務者の将来の業績等の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、各債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 460百万円
19. 子会社等の株式又は出資金の総額 60百万円
20. 子会社等に対する金銭債務総額 136百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 10,129百万円
22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,548百万円
危険債権額 8,578百万円

三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	862百万円
合計額	11,989百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。	
24. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,500百万円であります。	
25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外貨為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,000百万円であります。	
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,716百万円 担保資産に対応する債務 預 金 72百万円 上記のほか、為替決済、資金決済等の取引の担保として預け金16,002百万円を差し入れております。また、他の資産のうち保証金は8百万円であります。	
27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成12年3月31日(旧新北九州信用金庫) 及び平成14年3月31日(旧直方信用金庫) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 691百万円	
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。	
29. 出資1口当たりの純資産額 11,804円92銭	
30. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。	
(2)金融商品の内容及びそのリスク 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。	
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。	

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規程・要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか主に融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及び仕組債等のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、市場リスク管理方針に基づき、ALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認・今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及びリスク管理委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会及び資金運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程及び余裕資金運用要領に従い行われております。

このうち、市場金融部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度枠の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託等、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度枠の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間 120日、信頼区間99%、観測期間240営業日)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,859百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格ががない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	99,251	98,911	△339
(2) 有価証券	297,863	297,863	-
その他の有価証券	419,928		
(3) 貸出金	△2,104		
貸倒引当金(*)	417,823	419,340	1,516
金融資産計	814,938	816,115	1,176
(1) 預金積金	818,302	818,192	△110
金融負債計	818,302	818,192	△110

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、実際に預け入れた金利（令和6年3月中に預け入れた平均金利）で割り引いた現在価値を算定しております。なお、仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

私募債は、残存期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを見積り、元利金の合計額を残存期間に見合った市場金利（JGB）に債券ごとの信用スプレッドを加えた利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32-34.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を実際に新規実行した利率（令和6年3月中に実行した平均利率）で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価しております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、実際に受け入れた利率（令和6年3月中に受け入れた平均利率）を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	60
非上場株式(*1)(*2)	608
組合出資金(*3)	11,231
合計	11,900

(※1) 子会社株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(※3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」令和3年6月17日第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	13,013	11,425	7,500	3,000
有価証券	8,744	50,409	39,052	111,805
その他の有価証券のうち 満期があるもの	8,744	50,409	39,052	111,805
貸出金(*)	68,680	118,593	83,625	125,406
合計	90,437	180,425	130,177	240,211

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	748,973	68,904	2	423
合計	748,973	68,904	2	423

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株式	4,732	2,021	2,710
	債券	39,271	38,438	833
	国債	6,553	5,991	562
	地方債	1,781	1,776	4
	短期社債	—	—	—
	社債	30,936	30,670	265
	その他	70,073	65,944	4,128
小計	114,076	106,404	7,672	
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	29	29	0
	債券	109,292	114,062	△4,770
	国債	44,831	47,590	△2,759
	地方債	1,286	1,300	△13
	短期社債	—	—	—
	社債	63,174	65,171	△1,997
	その他	74,464	81,657	△7,192
小計	183,786	195,749	△11,963	
合計	297,863	302,154	△4,291	

33. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）

相場価格により算定した時価【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発などを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価【主な分類商品】地方債、社債（上場企業等）等、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価【主な分類商品】仕組債等が該当し、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(その他有価証券)	68,858	158,877	69,627	297,363
うち株式	4,761	—	—	4,761
国 債	51,385	—	—	51,385
地 方 債	—	3,067	—	3,067
社 債	—	90,316	3,793	94,110
その他の証券 ^(※1)	12,711	65,493	65,833	144,038

*1 当金庫においては、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いした投資信託はありません。

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は499百万円、第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いした投資信託はありません。

*2 市場価格のない株式等及び、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いをした組合出資等は、上記表には含めておりません。

*3 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

(注) 本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,827	1,005	—
債 券	13,028	27	—
国 債	9,022	20	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	4,005	6	0
そ の 他	29,941	552	4,807
合 計	44,797	1,585	4,807

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的の有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、110万円（うち、債券110百万円）であります。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	6,825	191

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約

であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,798百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが、28,635百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(百万円)
貸倒引当金	1,326
退職給付引当金	285
減損損失	305
減価償却費	77
賞与引当金	76
その他	1,334
繰延税金資産 小計	3,405
将来減算一時差異等の合計に係る	
評価性引当額	△ 1,122
評価性引当額 小計	△ 1,122
繰延税金資産 合計	2,282
繰延税金負債	7
資産除去債務（除去資産）	7
繰延税金負債 合計	7
繰延税金資産の純額	2,274

39. その他の出資金1,239百万円は、平成15年10月20日に合併した旧直方信用金庫が発行していた優先出資を、平成18年8月31日協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資金及び資本準備金からその他の出資金に振替えたものであります。

以 上

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年 4月 1日まで 令和5年 3月 31日まで	令和5年 4月 1日まで 令和6年 3月 31日まで
経 常 収 益	15,123,747	18,571,481
資 金 運 用 収 益	11,121,938	14,486,967
貸 出 金 利 息	6,322,623	6,498,933
預 け 金 利 息	130,476	97,636
コ ー ル ロ ー ン 利 息	8,916	8,837
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,374,482	7,627,703
そ の 他 の 受 入 利 息	285,440	253,856
役 務 取 引 等 収 益	1,196,547	1,244,326
受 入 為 替 手 数 料	417,566	416,888
そ の 他 の 役 務 収 益	778,981	827,437
そ の 他 業 務 収 益	1,289,394	590,388
外 国 為 替 売 買 益	—	9,537
国 債 等 債 券 売 却 益	1,287,603	579,446
そ の 他 の 業 務 収 益	1,791	1,404
そ の 他 経 常 収 益	1,515,866	2,249,799
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	454,407	—
償 却 債 権 取 立 益	104,735	132,597
株 式 等 売 却 益	849,077	1,005,993
金 錢 の 信 託 運 用 益	—	981,563
そ の 他 の 経 常 収 益	107,646	129,644
経 常 費 用	12,921,295	16,756,031
資 金 調 達 費 用	78,682	103,743
預 金 利 息	73,314	99,489
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	3,988	2,957
譲 渡 性 預 金 利 息	—	12
借 用 金 利 息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	1,379	1,296
役 務 取 引 等 費 用	1,055,589	1,072,950
支 払 為 替 手 数 料	102,558	103,603
そ の 他 の 役 務 費 用	953,031	969,347
そ の 他 業 務 費 用	2,155,262	2,328,241
外 国 為 替 売 買 損	657	—
国 債 等 債 券 売 却 損	823,689	816,386
国 債 等 債 券 償 還 損	1,330,914	1,401,682
国 債 等 債 券 償 却	—	110,172
経 常 費	7,332,115	7,431,191
人 件 費	4,511,657	4,570,130
物 件 費	2,539,885	2,579,343
税 金	280,572	281,717
そ の 他 経 常 費 用	2,299,644	5,819,903
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	30,791
貸 出 金 償 却	68,978	116,665
株 式 等 売 却 損	1,134,216	4,546,748
株 式 等 償 却	—	—
金 錢 の 信 託 運 用 損	968,521	824,899
そ の 他 資 産 償 却	41,730	45,506
そ の 他 の 経 常 費 用	86,197	255,291
経 常 利 益	2,202,451	1,815,450
特 別 利 益	1,385	272
固 定 資 産 处 分 益	1,385	272
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	101,424	34,854
固 定 資 産 处 分 損	50,774	5,742
減 損 損 失	50,649	29,111
税 引 前 当 期 純 利 益	2,102,412	1,780,867
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	410,985	377,957
法 人 税 等 調 整 額	△ 380,924	129,159
法 人 税 等 合 計	30,061	507,116
当 期 純 利 益	2,072,351	1,273,750
縦 越 金 (当 期 首 残 高)	4,430,920	4,484,209
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	31,207	—
当 期 未 处 分 剰 余 金	6,534,480	5,757,960

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年 4月 1日まで 令和5年 3月 31日まで	令和5年 4月 1日まで 令和6年 3月 31日まで
当 期 未 处 分 剰 余 金	6,534,480	5,757,960
利 益 準 備 金 取 崩 額	15,582	31,596
剩 余 金 处 分 額	2,065,852	3,065,102
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	(年3%) 65,852	(年3%) 65,102
特 別 積 立 金	2,000,000	3,000,000
縦 越 金 (当 期 末 残 高)	4,484,209	2,724,454

(損益計算書の注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 2,635千円
子会社との取引による費用総額 142,292千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 290円55銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 「その他の経常収益」には、建物設備賃貸料16,653千円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、保証協会責任共有制度負担金164,749千円を含んでおります。

以 上

会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

会計監査人による監査

令和6年6月26日開催の第73回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性及び内部監査の有効性についての確認

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月26日

福岡ひびき信用金庫 理事長 井倉 真

主要な経営指標

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円、%)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	11,043,255	14,383,926
資金運用収益	11,121,938	14,486,967
資金調達費用	78,682	103,040
役務取引等収支	140,957	171,375
役務取引等収益	1,196,547	1,244,326
役務取引等費用	1,055,589	1,072,950
その他の業務収支	△ 865,867	△ 1,737,852
その他業務収益	1,289,394	590,388
その他業務費用	2,155,262	2,328,241
業務粗利益	10,318,345	12,817,449
業務粗利益率	1.18	1.49

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和4年度一千円令和5年度703千円）を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

総資産利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.25	0.20
総資産当期純利益率	0.23	0.14

- (注) 総資産経常（当期純）利益率＝

$$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返除く）平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	3,062,050	5,527,870
実質業務純益	3,062,050	5,460,867
コア業務純益	3,929,051	7,209,662
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	2,692,923	3,544,058

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時の
 な経費を含まないこととしています。また、貸倒引当金額
 が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金額（または
 取崩額）を含みます。
 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金額
 実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金額の影響を
 除いたものです。
 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国
 債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算し
 た損益です。

利 鞘

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.28	1.68
資金調達原価率	0.88	0.91
総資金利鞘	0.39	0.77

- (注) 1. 資金運用利回＝資金運用収益÷資金運用勘定計平均残高×100
 2. 資金調達原価率＝（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋
 経費）÷資金調達勘定計平均残高×100
 3. 総資金利鞘＝資金運用利回－資金調達原価率

資金運用勘定及び資金調達勘定

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	870,889	862,578	11,121,938	14,486,967	1.28	1.68
うち貸出金	405,347	415,554	6,322,623	6,498,933	1.56	1.56
うち預け金	182,216	140,533	130,476	97,636	0.07	0.07
うち有価証券	258,629	284,939	4,374,482	7,627,703	1.69	2.68
資金調達勘定	829,370	821,033	78,682	103,040	0.01	0.01
うち預金積金	813,304	827,389	77,303	102,447	0.01	0.01
うち借用金	23,671	—	—	—	0.00	—

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（令和4年度564百万円 令和5年度575百万円）を、資金調達勘定は金銭の
 信託運用見合額の平均残高（令和4年度7,881百万円、令和5年度7,033百万円）及び利息（令和4年度一千円、令和5年
 度703千円）を、それぞれ控除して表示しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 83,675	721,115	637,440	626,975	2,769,716	3,396,691
うち貸出金	68,246	2,950	71,197	172,526	3,784	176,310
うち預け金	△ 11,168	—	△ 11,168	△ 29,239	△ 3,600	△ 32,839
うち有価証券	△ 140,753	718,164	577,411	483,688	2,769,532	3,253,220
支払利息	389	△ 3,740	△ 3,350	1,241	23,902	25,143
うち預金積金	389	△ 3,740	△ 3,350	1,241	23,902	25,143
うち借用金	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分につきましては、両者の増減割合に応じて按分し記載しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	463,782	473,022
うち有利息預金	444,650	452,902
定期性預金	346,789	351,524
うち固定金利定期預金	321,207	326,341
うち変動金利定期預金	147	142
その他の	2,731	2,842
計	813,304	827,389
譲渡性預金	—	—
合計	813,304	827,389

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利に状態の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

定期預金残高

(単位:百万円)

定期預金	令和4年度	令和5年度
固定金利定期預金	312,083	324,227
変動金利定期預金	311,938	324,089

(注) 外貨定期預金は含んでおりません。

貸出金に関する指標

貸出金平均残高 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	22,457	24,261
証書貸付	360,480	368,333
当座貸越	19,607	20,092
割引手形	2,802	2,866
合計	405,347	415,554

- (注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

貸出金残高 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金	408,558	419,928
固定金利	316,900	316,996
変動金利	91,658	102,931

貸出金の担保別残高 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	2,267	2,224
有価証券	—	—
動産	343	357
不動産	18,754	18,747
その他の	—	—
計	21,365	21,329
信用保証協会・信用保険	108,761	103,814
保証	104,664	105,758
信用	173,766	189,025
合計	408,558	419,928

債務保証見返の担保別残高 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	29	32
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他の	—	—
計	29	32
信用保証協会・信用保険	15	15
保証	—	—
信用	1,097	915
合計	1,143	963

住宅ローン・消費者ローン

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
住宅ローン	116,603	118,505
消費者ローン	16,448	18,791
合計	133,051	137,296

使途別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	234,051	57.29	240,824	57.35
運転資金	174,507	42.71	179,103	42.65
合計	408,558	100.00	419,928	100.00

業種別貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和4年度		令和5年度	
	貸出先数	貸出金残高	貸出先数	貸出金残高
製造業	539	21,794	532	21,805
農業、林業	17	45	18	48
漁業	2	20	3	16
鉱業、採石業、砂利採取業	3	43	2	39
建設業	2,046	46,864	2,102	49,364
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1,243	3	1,134
情報通信業	77	640	75	703
運輸業、郵便業	166	8,880	172	9,392
卸売業、小売業	1,265	32,276	1,282	33,270
金融業、保険業	66	11,742	61	10,035
不動産業	934	83,566	974	91,199
物品賃貸業	29	2,796	35	2,719
学術研究・専門・技術サービス業	260	3,375	271	2,984
宿泊業	13	788	12	750
飲食業	776	7,015	767	6,773
生活関連サービス業、娯楽業	449	3,952	453	3,627
教育、学習支援業	73	2,098	69	1,920
医療、福祉	389	15,008	399	15,200
その他のサービス	589	11,478	583	11,424
小計	7,696	253,631	7,806	262,412
国・地方公共団体等	12	16,331	12	14,540
個人	21,820	138,596	21,976	142,975
合計	29,528	408,558	100.00	29,794
				419,928
				100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期末預貸率	52.12	51.32
期中平均預貸率	49.83	50.20

(注) 1. 預貸率=貸出金÷預金積金

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

不良債権の状況

貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

区分	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合計	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
期首残高	1,449	1,214	1,780	1,057	3,229	2,271
当期増加額	1,214	1,147	1,057	957	2,271	2,104
当期減少額	1,449	1,214	1,780	1,057	3,229	2,271
(目的使用)			—	—	—	—
(その他の)	1,449	1,214	1,780	1,057	3,229	2,271
期末残高	1,214	1,147	1,057	957	2,271	2,104

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	68	116

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,722	2,548
危険債権	8,205	8,578
要管理債権	947	862
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	947	862
小計(A)	11,875	11,989
保全額(B)	10,491	10,560
個別貸倒引当金(C)	1,057	957
一般貸倒引当金(D)	260	226
担保・保証等(E)	9,173	9,377
保全率(B)/(A)(%)	88.34	88.08
引当率((C)+(D))/((A)-(E))(%)	48.77	45.29
正常債権(F)	398,005	409,126
総与信残高(A)+(F)	409,881	421,116

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てる額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貯貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券に関する指標

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
国 債	25,740	51,941
地 方 債	10,630	3,094
短 期 社 債	—	—
社 債	75,171	82,207
株 式	4,896	2,863
外 国 証 券	67,493	71,484
そ の 他 の 証 券	74,695	73,349
合 計	258,629	284,939

商品有価証券

該当ございません

預証率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期 末 預 証 率	32.72	37.85
期 中 平 均 預 証 率	31.80	34.42

(注) 1. 預証率=有価証券÷預金積金

2. 国内業務部門と国際業務部門との区別はしておりません。

有価証券の時価情報

1 売買目的有価証券・満期保有目的の債券

該当ございません

2 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,810	2,812	1,998	4,732	2,021	2,710
	債券	41,463	40,442	1,021	39,271	38,438	833
	国債	21,850	20,991	858	6,553	5,991	562
	地方債	2,681	2,662	18	1,781	1,776	4
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	16,932	16,788	143	30,936	30,670	265
	その他	60,876	55,974	4,901	70,073	65,944	4,128
小計		107,150	99,229	7,921	114,076	106,404	7,672
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	50	59	△ 9	29	29	0
	債券	52,873	55,206	△ 2,333	109,292	114,062	△ 4,770
	国債	—	—	—	44,831	47,590	△ 2,759
	地方債	638	646	△ 7	1,286	1,300	△ 13
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	52,235	54,560	△ 2,325	63,174	65,171	△ 1,997
	その他	86,985	92,839	△ 5,854	74,464	81,657	△ 7,192
小計		139,909	148,106	△ 8,196	183,786	195,749	△ 11,963
合計		247,060	247,335	△ 275	297,863	302,154	△ 4,291

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない有価証券は本表には含めておりません。

3 市場価格のない有価証券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	
	令和4年度	令和5年度
子会社・子法人等株式	60	60
関連法人等株式	—	—
非上場株式	604	608
投資事業組合出資	8,766	11,231
合計	9,430	11,900

金銭の信託の時価情報

1 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
6,731	△ 158	6,825	191

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

3 その他の金銭の信託(令和5年度)

4 子会社・子法人等株式及び関連会社株式等で時価のあるもの

該当ございません

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません

デリバティブ取引の状況

該当ございません

有価証券残存期間別残高

令和4年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	6,031	9,081	—	—	4,489	2,247	—	21,850
地方債	683	1,847	418	76	292	—	—	3,319
社債	1,498	4,374	3,178	519	1,612	50,932	7,052	69,167
株式	—	—	—	—	—	—	5,525	5,525
外国証券	7,105	25,869	15,405	8,138	5,928	8,704	1,172	72,323
その他の証券	—	—	—	—	—	—	84,304	84,304
合計	15,320	41,172	19,002	8,734	12,323	61,884	98,053	256,490

令和5年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	7,542	43,842	—	51,385
地方債	1,589	406	407	—	664	—	—	3,067
社債	2,953	3,905	5,100	1,103	13,860	51,910	15,275	94,110
株式	—	—	—	—	—	—	5,430	5,430
外国証券	4,200	19,347	21,242	10,455	5,425	16,052	3,508	80,232
その他の証券	—	—	—	—	—	—	75,537	75,537
合計	8,744	23,658	26,750	11,559	27,493	111,805	99,752	309,763

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬額及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2)令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	225

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は「基本報酬」189百万円、「賞与」35百万円、「退職慰労金」-百万円となっております。

なお、「賞与」は当事業年度中に支払った賞与のうち当事業年度に帰属する部分の金額（前年度に繰り入れた引当金分を除く）と当事業年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当事業年度中に支払った退職慰労金（前年度に繰り入れた引当金分を除く）と当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、当該年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象役員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、当該年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 当該年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。